

● はじめに ●

今、幼児教育は、小学校就学前の教育・保育及び子育て支援という観点から、その振興・充実が強く求められています。

言うまでもなく、幼児期の教育は、家庭、地域社会、幼稚園・保育所等がそれぞれの役割を果たすことで、総合的に推進されていますが、近年の、子どもを取り巻く社会環境の変化や親の子育て観の多様化は、子どもの育ちに大きな影響を与えており、就学前の教育・保育の専門施設である幼稚園や保育所の果たす役割は益々大きくなっています。

幼稚園は学校教育法に基づく学校、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、それに目的や機能の独自性があります。しかし、両施設とも、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、保護者の子育てを支援するという点において、ともに重要な役割を担っています。その取組みの充実は、子どもの育ちをより豊かなものとするだけでなく、保護者が子育てに喜びや充実感を感じ、ひいては社会全体が未来に夢や希望をいだくことにつながるものであり、両施設の機能の一層の充実が求められています。

幼稚園については幼稚園設置基準が、保育所については社会福祉法等がそれぞれ施行され、自己点検・自己評価と情報公開が求められました。各幼稚園・保育所においては、これらの法的な根拠に基づき、教育・保育活動や園運営全般について自ら評価し、教育・保育の質と信頼性の向上に努める必要があります。

本冊子は、本県教育委員会が導入している学校評価システムの考え方や具体的な実践例に加え、保育所における第三者評価の考え方や実践事例等についても掲載しました。

各幼稚園・保育所においては、本資料を参考にし、園長・所長を中心に全職員が協力して自園の評価に継続的に取り組み、教育・保育の改善・充実に努められることを期待します。